

平成 25 年度税制改正に関する意見書

近畿税理士会

目 次

まえがき	1
------	---

【主要意見項目】

所得税

課税最低限や社会保障との役割分担等の十分な検討を踏まえた人的控除の整理	5
-------------------------------------	---

法人税

1. 受取配当等の全額益金不算入	6
2. 部分的貸倒損失の損金算入制度の創設	7

相続税

1. 相続税法の課税方式の見直しと連帯納付義務の廃止	8
2. 非上場株式等の納税猶予制度の打切り要件等の緩和	9

消費税

1. インボイス方式の導入反対	10
2. 複数税率の導入反対	11

地方税

住民税

地方団体に対する寄附についての寄附金控除の廃止	12
-------------------------	----

【その他意見項目】

共通

1. 税法上における親族の範囲の見直し	13
2. 行為計算の否認規定の準用規定について、その実効性を法的に担保すること	13

所得税

1. 青色事業専従者給与の従事期間要件の廃止	14
2. 既存住宅の有効活用促進のための早期償却制度の導入	14
3. 社会保険診療報酬の特例制度の廃止	15
4. 退職所得の課税方式の変更	15
5. 不動産所得に係る損益通算の特例の廃止	15
6. 居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の「住宅借入金等」要件の撤廃	16
7. 純損失・雑損失の繰越期間の延長	16
8. 不動産所得・事業所得等の事業から生じる損失と土地建物等の譲渡益との損益通算	17
9. 医療費控除の廃止	17

10. 生命保険料控除の廃止 -----	17
11. 給与所得者に係る諸制度の見直し -----	18
12. 住宅借入金等特別控除に係る当初申告要件の廃止 -----	19
法人税	
1. 退職給付引当金の損金算入 -----	19
2. 試験研究費に係る税額控除限度超過額の繰越期間の延長及び人件費の見直し -----	20
3. 税法上の中小企業概念の見直し -----	21
4. 役員給与規定の抜本の見直し -----	21
5. 交際費課税の見直し -----	22
消費税	
1. 納税義務の判定の見直し -----	22
2. 消費税率の段階的引上げに反対 -----	23
3. 簡易課税制度の見直し -----	23
4. 調整対象固定資産の取得価額の引上げ -----	24
5. 在日米軍基地内の消費税の課税仕入れの見直し -----	24
地方税	
1. 住民税	
(1) 道府県民税の均等割二重課税の解消 -----	25
(2) 法人住民税の均等割に係る資本金等の額の見直し -----	25
(3) 公的年金等に係る住民税も申告不要とすべき -----	26
2. 事業税	
個人事業税における事業主控除額の引上げ -----	26
3. 固定資産税	
(1) 固定資産税の税額計算の明示 -----	27
(2) 償却資産に係る固定資産税の免税点の引上げ -----	27
4. その他	
事業所税の廃止 -----	27
税務行政	
1. 社会保障・税共通番号制度の導入は慎重に行うこと -----	28
2. 電子申告の利便性の向上を図ること -----	28
3. 租税教育の更なる充実 -----	28
4. 国税不服審判所の裁決事例をすべて公表すること -----	29
5. 重加算税の賦課決定通知書に理由を附記すること -----	29
環境税	
環境税の導入は慎重に行うこと -----	30
各意見項目の5つの視点への分類 -----	31

ま え が き

1．税理士としての意見表明について

税理士の使命は、税務の専門家として独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることであり、税理士会が行う税制や税務行政に対する改正要望や意見表明は、権利と呼ぶよりも税理士の使命に基づく義務と言うべきものである。

また、税理士は、その業務を通じて、実際に税を負担する立場にある納税者と常に接しており、納税者の税に対する様々な考え方を知ることができる。

特に中小企業者に係る決算や申告業務を通じて、その経営状況をよく知る立場にあり、納税者の意見を代弁する者としてもっともふさわしいと考える。

税制は、このような税理士が疑問や矛盾を感じるようなものであってはならない。また、景気対策や少子高齢社会での安定的な財源の確保など、税制に求められる機能は多岐にわたり、税制の方向性を見定め、経済・社会の変化に適応したあるべき税制を構築していくことは、極めて困難であるが、避けて通ることはできない。

近畿税理士会は、税制改正に対する最近の動向を踏まえたうえで、より適正な制度が構築されるよう十分な検討を行い、税理士法49条の11の趣旨に基づき、ここに平成25年度の税制改正に関する意見を表明するものである。

2．基本的な視点について

平成23年度税制改正には、納税環境整備に係る改正項目が盛り込まれていたが、納税者権利憲章の制定が見送られることとなった。納税者権利憲章については、今後も継続的に検討されることとなり、税理士会としても検討の場に加わる場合には、納税者の権利及び義務のバランスに配慮し、納税者にとって理解しやすいものとなるよう提言をしていく。

また、平成24年度税制改正大綱では、成長戦略に資する税制措置、税制の公平性確保と課税の適正化、地方税の充実と住民自治の確立に向けた地方税制度改革の新たな視点を挙げるとともに、平成23年度税制改正の積残し事項の取扱いを掲げ、我が国経済の喫緊に対応するためにも、本改正を早急に成立させるべきであるとしている。

さらに、今般の社会保障・税の一体改革大綱には、「安心で希望と誇りが持てる社会の実現を目指して」として、安定的に社会保障を給付するため、消費税率の引上げをはじめとした税制の抜本改革案が示されている。

これらの視点は、今後の税制を検討する場合にも必要欠くべからざるものであるが、税制改正により、制度が過度に複雑になってはならず、納税者にとって理解しやすいものとしなければならない。

以上より、近畿税理士会がこれまでに示してきた次の5つの「基本的な視点」の重要性を再確認し、この基本的視点から各項目について、緊急性や重要性を考慮し、意見項目を掲げることとした。

(1) 公平な税負担

公平な税負担は、税制のあり方を考えるうえで最も基本的な視点である。しかし、公平には、水平的公平、垂直的公平、世代間の公平などの考え方があり、公平な税制を検討するにあたり、できる限り広い視野で客観的な立場から、バランスのとれた税制を構築する必要がある。

(2) 理解と納得のできる税制

わが国の国税は、ほぼ申告納税方式によって確定し、賦課課税方式による個人住民税や事業税も申告納税方式による所得税の課税標準の計算を基礎としているので、結果的に大半の税が申告納税方式に関係している。

申告納税制度は納税者による税の自己賦課であり、租税法主義のもとで納税者は租税法規の解釈権を第一義的に有している。

したがって、租税制度は、複雑難解なものであってはならず、納税者に理解され納得されるものであることが必須である。

(3) 必要最小限の事務負担

申告納税制度のもとでは、納税者自らが課税標準と税額を計算し申告書を作成するのであるから、納税者には納税のための事務負担が生じる。

租税収入に係る費用は、税務行政庁ばかりでなく納税者における納税事務費用も合わせて認識されるべきであり、その負担は常に必要かつ最小になるように配慮されるべきである。

(4) 時代に適合する税制

税制は、経済社会の構造変化や取引形態の変化に対して適切に対応して行く必要がある。そうでなければ、納税者に新たな不公平が生ずるなどの弊害を招くことになる。したがって、既成の制度に縛られることなく、国民の自助努力と経済の活性化を促進すること等を念頭におき、常に時代に適合するように税制の見直しを継続しなければならない。

(5) 透明な税務行政

税務行政は、公平な税負担の確保と申告納税制度の維持発展、タックスコンプライアンスの確保のために、透明であることが必要不可欠である。

3. 今後の検討課題

社会の少子高齢化の進行は、我が国経済基盤に深刻な影響を及ぼす。この問題に国全体が取り組まなければならない、特に税制に関しては、個人所得課税における年金課税のあり方及び地方税における個人住民税の課税のあり方を含めて、抜本的な見直しが必要である。さらに、我が国が国際競争を勝ち抜くのに必要となる技術革新のため、企業の試験研究活動や設備投資を後押しする税制が不可欠である。税理士会は、これらの税制について積極的に提言をしていく用意がある。

また、納税環境の整備をさらに進めるために、国税及び地方税の不服申立制度の見直しについても検討し、具体的に提言ができるようにして行く。

4．本意見書の構成

本意見書では、共通 2 項目、所得税13項目（うち主要意見 1 項目）、法人税 7 項目（うち主要意見 2 項目）、相続税 2 項目（うち主要意見 2 項目）、消費税 7 項目（うち主要意見 2 項目）、地方税 8 項目（うち主要意見 1 項目）、税務行政 5 項目、環境税 1 項目の合計45項目からなっている。

なお、各意見項目の位置づけを明確にするために、
下記による区分を行う。

「制度上」

制度の構築・改廃等に関する意見項目

「運用上」

運用・解釈等に関する意見項目

《凡例》

1 法令及び通達の略語は、次による。

(法令)

所法・・・所得税法

所令・・・所得税法施行令

法法・・・法人税法

法令・・・法人税法施行令

相法・・・相続税法

地価法・・・地価税法

消法・・・消費税法

消令・・・消費税法施行令

地方法・・・地方税法

措法・・・租税特別措置法

通法・・・国税通則法

日米地位協定・・・日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

2 条文の符号

1、2 = 条の番号

、 = 項の番号

一、二 = 号の番号

主要意見項目

所得税

制度上

人的控除については、課税最低限のあり方や税と社会保障との役割分担、さらには課税単位についても十分な検討を行ったうえで、次のような改正を行うべきである。

- (1) 国民の最低生活費を考慮し、基礎控除額を引き上げること。
- (2) 扶養控除については、年齢による差別化をなくすこと。
- (3) 障害者控除、寡婦（寡夫）控除、勤労学生控除については社会保障制度として適切な財政措置を講じたうえで廃止すること。仮に、税制で措置する場合であっても、税額控除方式とすること。
- (4) （寡婦（寡夫）控除が存続する場合）寡婦控除と寡夫控除の差異をなくし、一本化すること。

(所法 79～86)

【理由】

基礎的人的控除は最低生活費を考慮し、課税最低限を構成するものである。しかし、数次の改正により最低生活費の考慮が希薄になってきている。基礎的人的控除の基幹となる基礎控除については、生活保護の水準等を基準として引き上げるべきである。

扶養控除については、「控除から手当てへ」の政策実現の過程でなし崩しに縮減が行われている。殊に平成 22 年度税制改正においては、子ども手当の創設にあいまって、年少扶養親族に係る扶養控除が廃止されたにもかかわらず、平成 24 年度には、扶養控除を復活させることなく、子ども手当のみ廃止されることとなっている。そもそも、子供の養育を国家が支援する子ども手当は社会保障制度であって、最低生活費に配慮する人的控除とはトレードオフの関係にあるものではなく、本来両立するべきものである。したがって、年齢による控除額の差別化はなくすべきである。

また、税と社会保障の役割分担を明確にし、それぞれの特性に応じた制度設計を行うべきである。社会保障の機能を持つとされる特別な人的控除（障害者控除、寡婦控除、勤労学生控除、各種加算措置）は、強行性、外観性、形式性及び中立性といった税の特質を考えた場合、できるだけ縮減して本来の社会保障制度に委ねることが望ましい。仮に、税制で措置する場合であっても、立法経緯や納税者の負担を考慮して所得の多寡に影響されないよう、税額控除方式とすることが適当である。税額控除方式においても、控除税額以下の所得となる場合には申告不要とする制度とすれば、申告者数をいたずらに増加させることは防ぎうる。

さらに、寡婦控除と寡夫控除は、制度創設以来長期間を経過し、現在の社会情勢等に鑑みて、既に両者の差異が合理的なものとは考えられず、かえって両性の平等の理念には反していることから、両者の差異をなくし、単一の制度とすべきである。

法人税

制度上

1. 受取配当等は全額益金不算入とすべきである。

(法法 23)

【理由】

平成 22 年度税制改正により、完全子法人株式等に係る受取配当等についてはその全額が益金不算入とされたが、関係法人株式等及び完全子法人株式等以外の株式に係る受取配当等については改正されず、益金不算入割合は 50%のまま据え置かれている。

株主としての地位に基づいて分配される剰余金については、預貯金や公社債等の利息等とは異なり、支払法人側で損金算入されない取扱となっている。一方、受取法人側でこれが益金算入されてしまうと、支払法人側で課税後の剰余金に対して、再度、受取法人側で課税されてしまうという、二重課税の問題が生じる。このような二重課税を放置すると、取引を行う者に対して過大な税負担を生じさせるおそれがあり、正常な経済発展を阻害する要因ともなり兼ねない。

受取配当等の益金不算入制度は、このような二重課税を排除する趣旨で設けられているものであり、この観点から言えば、受取配当等に関して益金不算入割合を制限することには問題がある。したがって、関係法人株式等及び完全子法人株式等以外の株式に係る受取配当等についても、益金不算入割合を 100%とすべきである。

制度上

2. 部分的な貸倒損失の計上を認めるべきである。

【理由】

近状、長引くデフレに加え、大震災の影響により、貸倒れの懸念が広がっている。このような中、貸倒れの危険が極めて高い状態にある債権は、企業の担税力を減殺するものである。したがって、企業の担税力を適正に測定するためには、債権の部分的な貸倒れを認識し、課税所得の金額の計算に反映させるべきである。

この点につき、これまでは、貸倒れが懸念される債権がある場合には、貸倒引当金の繰入りに係る損金算入が認められ、部分貸倒れによる損失を認識する必要はなかった。しかし、平成23年度税制改正により、貸倒引当金の繰入りに係る損金算入の規定は、銀行、保険会社、中小法人等に限定して適用するものとされた。これにより、適用除外とされた企業においては、債権の全額が回収不能であると確認されるまで、貸倒れのリスクが所得の金額の計算に反映されず、過度の負担を強いられる状態となっている。

したがって、手形交換所において取引の停止処分を受けた場合や、法的手続きにより弁済が猶予された場合、債務超過の状態が相当期間継続し事業に好転の見通しが無い場合、災害等により多大な損害が生じた場合、破産手続開始の申立てがあった場合など、回収不可能な部分があると認められる重大な事実が生じている債権については、一定の基準を設けて部分的に貸倒損失を認識し、これを損金の額に算入する規定を設けるべきである。

相続税

制度上

- | |
|---|
| 1. 相続税の課税方式を純粋な遺産取得課税方式とするとともに、連帯納付義務は完全に廃止すべきである。 (相法 34) |
|---|

【理由】

現行の相続税の課税方式は、遺産課税方式と遺産取得課税方式の折衷方式と言われているが、相続税総額の算出に形式的に遺産取得課税方式を採用しているだけであり、どちらかといえば遺産課税方式の考え方が強いものである。そのため、現在の相続税制度のもとでは、次のような不合理さが生じている。

まず、遺産総額によって適用する税率が異なるため、同額の財産を相続したとしても、遺産総額の大小により相続税額が異なることになる。財産総額による税率への影響は、小規模宅地等の特例措置にも現れる。特例に基づく減額分が、特例対象でない相続人の税負担をも軽減させることになる。さらに、一人の財産評価の誤りや申告漏れにより、他の共同相続人にも追徴税額が生ずることになる。これらはいずれも、個人としての権利意識が高まった現代ではそぐわなくなっている。

さらに、相続税には連帯納付義務についての問題が存在する。相続税法 34 条は、相続税及び贈与税の徴収確保のために連帯納付義務を定めている。連帯納付義務については、様々な問題点があったが、平成 23 年の共同相続人への通知義務の改正、さらには平成 24 年の期間制限による緩和措置により、連帯納付義務をめぐる納税環境は改善が見られるものの、自己の納税義務を適正に履行したにも関わらず、連帯納付義務によりさらに税負担を強いられるという不合理さは解消されていない。

特に最近では、個人の権利意識の強さから、相続人が共同して相続税を負担するという意識は低くなってきており、現在の相続の実態及び納税者の意識からみて、連帯納付義務は受け入れがたいものとなっている傾向は、相続税の課税方式と同様に現代にそぐわなくなっている。

相続税の課税方式と連帯納付義務は、個別に議論すべきものであるが、相続の現状に合致した制度とするためには、相続税の課税方式を純粋な遺産取得課税方式としたうえで、連帯納付義務を完全に廃止し、相続した財産につき各相続人がそれぞれ独立して納税義務をはたす制度にすべきである。

制度上

2. 非上場株式等についての贈与税又は相続税の納税猶予制度において、納税猶予の打切りについて次の緩和措置等を講じることで、納税者にとってさらに利用しやすい制度とすべきである。

- (1) 利子税の免除等の緩和措置を講じること。
- (2) 認定（贈与）承継会社が経営（贈与）承継期間経過後に事業の廃止等をした場合において、その廃止等の日の株式の時価が納税猶予税額を下回る場合には、その下回る部分の金額を免除の対象とすること。
(措法 70 の 7, 70 の 7 の 2, 70 の 7 の 3, 70 の 7 の 4)

【理 由】

- (1) 非上場株式等について贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けた後一定の事由に該当した場合には、納税猶予が打ち切れ猶予された税額に猶予期間に係る利子税を合わせて納付しなければならない。しかしながら、中小企業が半永久的に事業継続するとは考えにくく、現行制度のもとでは、事業承継者の死亡か、認定（贈与）承継会社の破産などという事態が起こらない限り、無制限に利子税の負担が増加し、いずれかの時期に本税と合わせて納付することとなる。

このため、5年の経営（贈与）承継期間を経過した場合のように、立法趣旨がある程度達成されたと認められる場合には、免除税額以外の税額に係る利子税を免除すること又は利子税の計算期間を経営（贈与）承継期間に限る等の緩和措置を講じるべきである。

- (2) 経営（贈与）承継期間経過後に特例（受贈）非上場株式等の全部を第三者へ譲渡した場合や合併、株式交換により消滅した場合において、当該譲渡・合併等の日における株式の時価が猶予税額を下回るときは、申請によりその差額部分の猶予税額が免除される。

これに対し、認定（贈与）承継会社が事業を廃止した場合には、破産又は特別清算の場合を除き猶予税額の全額を納付しなければならないことから、承継後に経営が順調でなかったような場合には、猶予額の取戻し課税を見越して、むしろ早期の転廃業を促進する結果にもなりかねない。

このため、経営（贈与）承継期間が経過し、立法趣旨がある程度達成されたと認められるような場合には、自主廃業等の場合であっても第三者への譲渡等の場合と同様に、時価と猶予額との差額について納税猶予税額の免除を認めるべきである。

消費税

制度上

1. インボイス方式の導入に反対する。

【理由】

インボイス方式は以下の理由によりその導入に反対する。

(1) 消費税が附加価値税であること。

インボイスの有無に関わらず、課税仕入れという事実があれば、これを控除するのは附加価値税たる消費税の本質的計算構造から考えて税の累積を排除すべきことは当然のことである。すなわち、消費税は税負担を消費者に転嫁することが予定されているものであり、その前段階で課税仕入れの事実があるにも関わらず、インボイスがないという理由だけで仕入税額控除を認めないということは、当該事業者が仕入税額控除できなかった消費税相当額を負担することとなり、消費税の本質論から見て妥当ではない。

(2) 事業者の事務負担が増大すること。

現行の帳簿方式は、法人税や所得税の所得算定にいわば付随する形で行われているため、事業者にとり過度な負担を強いるものではない。これに対しインボイス方式は、請求書や領収書等の発行に加えてインボイスを別途発行する場合であっても、税額を明記した領収書等の発行をもってインボイスとする場合であっても、消費税の計算を行うためだけに税額を集計するといった新たな業務が必要となる。これらの新たなコストを、特に中小事業者に負わせることには相当の問題がある。わが国では、従来から青色申告制度が普及・定着しており、インボイス方式によらずとも、現行の帳簿方式で正確な消費税額の計算が行われていると考える。

(3) 新たに悪質な租税回避行為等が増加する可能性があること。

インボイス方式は、脱税防止の観点からもメリットがあるとされている。しかしながら、インボイス方式を導入している諸外国の例を見るとインボイスを発行する権限のない事業者が他人名義により事業を行い、架空インボイスを発行し相手方に仕入税額控除を不当に受けさせるといった脱税を誘引するおそれがある。

(4) 免税事業者が取引から排除されるおそれのあること。

インボイス方式は、免税事業者でありながら消費税を転嫁した場合の益税問題の解消にも効果があるとされる。しかし、そのことは日常の商取引の過程からインボイスを発行できない免税事業者を排除する可能性がある。このことは、わが国が帳簿方式を採用している重要な要因であり、中小零細の免税事業者が商取引の過程から排除されることは、仕入税額が明示されること以上に、国内の経済活動に対してより大きな影響を与える問題であると考えられる。

制度上

2 . 複数税率の導入に反対する。

【理 由】

消費税は、高齢社会における財源として、最近では税率引上げを容認する意見が増加傾向にある。税率を引き上げるにあたり、いわゆる所得に対する逆進性を緩和するため、食料品などの物品やサービスに軽減税率を導入することが一部で主張されている。しかし、税制をより一層複雑化させる複数税率の導入は、以下の理由により反対である。

(1) 事業者の事務負担が増大すること。

複数税率制が採用された場合には、事業者は取引ごとにどの税率が適用されるかの判断を伴うため、事業者の事務負担を増大させることにつながる。さらに課税売上高、仕入税額控除において税率ごとの分類集計が必要となるため事務負担を大きく増大させることにつながる。

また、例えば食料品に軽減税率が適用される場合は、農業事業者を中心に経常的な還付が発生することとなる。このような場合には、免税事業者であったはずの事業者が、課税事業者とならなければ還付が受けられず、事務の大幅な増加が予想されるとともに事務負担軽減のために設けられた事業者免税点制度が機能しないこととなる。

(2) 複数税率を悪用した意図的な租税回避のおそれがあること。

複数税率制が採用された場合には、事業者は取引を税率ごとに区分し適切に処理を行うこととなる。そのためには、各取引がどの税率に区分されるかなどの理解が要求される。また、意図的に低い税率を適用して税負担を不当に免れようとする者が現れる可能性がある。さらに新しい形態の取引が発生した場合には、適用する税率が明確とならない、もしくは課税を免れる可能性がある。

(3) 標準税率引上げの可能性があること。

軽減税率を採用した場合には、そのことにより減少した消費税を、標準税率の引上げにより補填することが容易に予測できる。このようなことであれば、消費者全体としての税負担は変わらないにもかかわらず、消費税制度を複雑にしただけの結果となる。

地方税

住民税

制度上

個人住民税の都道府県・市区町村に対する寄附についての寄附金控除（いわゆる「ふるさと納税」）を廃止すべきである。 (地方法 37 の 2,314 の 7)

【理由】

個人住民税の都道府県・市区町村に対する寄附についての寄附金控除は平成 6 年に創設され、数次の改正にわたって控除額の引上げ・適用下限額の引下げが行われてきた。更に平成 20 年度の税制改正においては、いわゆる「ふるさと納税制度」が導入され、一層の拡充が図られたところである。

かかる地方公共団体に対する寄附についての寄附金控除は、地域に密着した民間活動や我が国の寄附文化の促進に役立っている点是否めないが、一方で地方税の大原則である応益負担の原則・負担分任の原則を歪めてしまうという側面がある。

つまり、寄附金控除を適用した納税者は、自らが行政サービスを受けている地方公共団体に本来納付すべき税金の一部を削減し、行政サービスを受けていない地方公共団体にその一部を移転するという結果を生んでいる。これは同じ地方公共団体に居住し同じ行政サービスを受けているにも関わらず、その地方公共団体への納税額が異なるという『税負担の不公平』が生じていることに他ならない。

また、納税額の一部とは言え、納税者の自由意思で納税先を決定できるという側面があり、租税の強制性に反する。

更に、公益社団法人・公益財団法人などに対する寄附とは異なり、都道府県・市区町村に対する寄附についての寄附金控除は『条例で指定したものに限り適用する』といった条件は付されておらず、国が一律に寄附金控除の対象を定めるという形式になっている。これは地方分権の観点からは問題のある制度だと言わざるを得ない。

以上のことから、個人住民税における都道府県・市区町村に対する寄附についての寄附金控除を廃止すべきである。

その他意見項目

共通

制度上

1．税法上における親族は、民法上の親族概念を用いず、それぞれの税目の目的に即した範囲にすべきである。

【理由】

例えばグループ法人税制における完全支配関係の判定において、一の者が個人の場合、その判定基準として、民法における親族の範囲（6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族）を用いている。しかし、グループ法人税制が想定する「同一社内における事業部制を採用した場合と事業部を100%子会社として分離させた場合との課税の中立性や公平性を確保する」という趣旨における範囲と、民法における親族の範囲は必ずしも一致しない。親族がそれぞれ支配する法人間であっても、ひとつのグループと認識するに適さない関係の法人もあり、そのような法人間にもグループ法人税制が適用されることは、かえって課税の中立性や公平性をそぐことになる。

平成23年度税制改正では、事業承継税制での特別関係会社の範囲について「認定会社の代表権を有する者と生計を一にする親族」と、“生計を一にする”という文言が追加された。この改正により親族の範囲がより実態に即したものに直されたといえる。

税法上の他の規定においても、親族は、それぞれの税目の目的に即した範囲にすべきである。

制度上

2．平成18年度税制改正で同族会社の行為計算否認規定の準用規定が新設されたが、この準用規定はその立法趣旨に鑑みて、「ある税目において行為計算否認規定を適用して増額更正をした場合は、その更正に対して、他の税目において減額更正をすることも含む」規定であると解される。よって、このことを明確にする法令の制定及び法令解釈通達の発遣等を行い、その実効性を法的に担保すること。

(所法157、法法132、相法64、地価法32条)

【理由】

平成18年度税制改正で所得税法157条3項、法人税法132条3項、相続税法64条2項、及び地価税法32条3項に同族会社の行為計算否認規定の準用規定が新設された。

この改正の趣旨につき、『改正税法のすべて(平成18年版)』では、これまで規定上は、所得税や相続税の行為計算の否認規定によって「増額計算が行われた際に、反射的に法人税の課税所得等を減少させる計算を行う権限が税務署長に法律上授權されているかどうかは必ずしも明らかではない」として、納税者の利便性をも考えて、「所得税法及び相続税法の適用関係に係る明確化措置として、所得税法157条や相続税法64条の規定の適用による所得税、相続税又は贈与税の増額計算が行われる場合に、税務署長に法人税における反射的な計算処理を行う権限があることを明定する」とこととした、と説明している。

一般に、この改正は、経済的二重課税等を考慮して導入されたものと考えられ、例えば所得税において行為計算が否認され所得税額が増えれば、それに対応して法人税額が減るという対応的調整としての減額更正をも認める趣旨であるといわれている。

しかしながら、平成 18 年度税制改正の同族会社の行為計算否認に関する、いわゆる「対応的調整規定」の創設については、経済的二重課税の排除規定として立法化を評価しつつも、条文表現の不明確さゆえに執行面での実効性について、否定的な見解も見受けられる。

よって、対応的調整については早急に減額更正をすることを含む規定であることを、より一層明確にする法令の整備が必要である。平成 23 年度税制改正で更正の請求期間が延長されたことに伴い、課税実務の混乱を招く可能性が危惧される。納税者の権利保護のためにも、適正・公平な税務執行のためにも、その解釈の一元化が必要不可欠である。

所得税

制度上

1．青色事業専従者給与を適用する場合の従事期間要件を廃止すべきである。

(所法 57, 所令 165)

【理由】

青色事業専従者の給与が労務の対価として相当の金額であれば、一般の従業員と異なる取扱いをする理由はない。

青色申告制度は、適正な記帳と書類の保存を前提として認められるものである。適正な記帳がなされている限り、青色事業専従者の給与は、その記帳を前提とした青色申告決算書の記載により把握できる。したがって、青色事業専従者給与に関する形式的要件のうち、従事期間要件は廃止すべきである。

制度上

2．既存住宅の有効活用を促進するために、一定年数を経過した既存住宅について耐火、耐震工事、バリアフリー化工事など、住宅環境改善のための改良工事を行って賃貸した場合、早期の償却を認める特例を設けるべきである。

【理由】

従来、わが国の住宅政策は住宅不足の解消、景気対策の観点から、新築住宅の供給促進に重点が置かれてきた。

しかしながら、人口減少社会の到来を迎えた今日では、新規供給よりもむしろ既存住宅の有効活用が社会全体のコストを引下げ、環境対策の他、住宅環境の向上や都市の再生のためにも有効と考えられる。

このための施策として、新築後一定期間（10 年ないし 15 年）を経過した既存住宅について耐火、耐震工事、バリアフリー化工事、給排水衛生設備の改良など住宅環境を改善するためのリフォームを行って当該住宅を賃貸の用に供した場合に、当該資本的支出について早期償却を認める等、既存住宅の改良工事を促進するための思い切った措置を講じるべきである。

制度上

3．社会保険診療報酬の所得計算の特例制度を廃止すべきである。 (措法 26,67)

【理由】

この制度は、社会保険医の所得水準の維持及び国民皆保険制度の定着を目的として昭和 29 年に創設されたものであるが、その目的はすでに達成されている。

また、必要経費の額及び損金の額に算入する金額は、実額計算によることが原則であるが、特例の適用と実額計算を比較し、有利な方を選択している実状がしばしば見受けられる。このような行為は当該制度の趣旨に反するものであり、この制度を存置することは公平な課税を損なうものである。したがって、この特例制度は廃止すべきである。

制度上

4．退職所得の課税方式を次のように変更すべきである。

- (1) 勤続 1 年当たりの退職所得控除額を一定額にする。
- (2) 退職所得の課税方式を原則として N 分 N 乗方式に変更する。
- (3) ただし、勤続年数 5 年以内の役員退職手当等については、N 分 N 乗を適用しない。

(所法 30)

【理由】

勤労者のライフスタイルや就労形態は多様化しており、これらの就労期間や支給形態の変化に対応する必要がある。また、退職所得は長年の勤労の対価であり、その課税においては勤続年数による平準化が適していると考えことから、「N 分 N 乗方式」を基礎とした平準化措置が組み込まれた新しい方式を提案する。

- (1) 退職所得控除額は、給与所得控除としての性格を重視し、就労期間による課税上の差をなくすために勤続 1 年当たりの控除額を一定とする。

- (2) 計算は次の方式による。

$$\frac{\text{退職所得の収入金額} - \text{退職所得控除額}}{\text{勤続年数}} \times \text{税率} = (A)$$

$$(A) \times \text{勤続年数} = \text{退職所得に係る所得税額}$$

- (3) 平成 24 年度税制改正において、勤続年数 5 年以内の役員退職手当の課税について、退職所得控除を控除した残額の 2 分の 1 とする措置の廃止が検討されていたが、この改正案の趣旨は評価されるべきものである。退職所得の課税方式を N 分 N 乗とした場合であっても、勤続年数 5 年以下の役員等については、平準化措置を要しないと考える。

制度上

5．不動産所得の計算上生じた損失の金額のうち、土地等の取得に係る借入金に対応する支払利息は損益通算の対象とされないとする特例を廃止すべきである。 (措法 41 の 4)

【理 由】

この制度は、借入金による不動産の取得が過度な節税や地価高騰の一因となっていることから、これを抑制するために平成3年度税制改正において創設されたものである。しかし、利息は現実に支払われていること、また現在の経済情勢は当時とは異なっていることから、この損益通算の制限の必要性はない。したがって、所得税におけるこの特例制度は廃止すべきである。

制度上

6．居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除について、「住宅借入金等」要件を撤廃すべきである。
(措法41の5,措法41の5の2)

【理 由】

長期所有の居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けるためには、住宅借入金等により居住用財産を買い換えるか、買換えをしない場合には譲渡代金を上回る住宅借入金等の残債があることが要件となっている。

居住用財産の譲渡損失は、個人の生活を支える基本的資産の価値の下落による損失が譲渡により顕在化したものである。これに対して、制度上「住宅借入金等」要件まで付し一定の制限を加えているが、この譲渡損は個人の生活において最優先で考慮されるべき生活基盤に生じた損失であり、本来、直ちに損益通算及び繰越控除の適用対象となるべきものである。

したがって、居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除について、「住宅借入金等」要件を撤廃すべきである。

制度上

7．次に掲げる損失の金額の繰越控除期間を5年に延長すべきである。
(1) 青色申告者の純損失の金額
(2) 雑損失の金額及び白色申告者の純損失の金額のうち被災事業用資産の損失の金額に係るもの
(所法70,71)

【理 由】

(1) 青色申告者の純損失の繰越控除期間は3年である。青色申告者は、一定の帳簿の備付けと保存が求められており、また、更正期間とのバランスを考慮して、繰越控除期間を5年に延長すべきである。

(2) 雑損失については損失の生じた原因が災害・盗難・横領であり、白色申告者の純損失の金額のうち被災事業用資産の損失の金額については、損失の生じた原因が災害である。これらの損失は所得がなければ控除できない。その損失を控除する期間が3年しかないというのはあまりにも短いため、繰越控除期間を5年に延長すべきである。

制度上

8．不動産所得、事業所得を生ずべき事業を営む居住者について、不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上生じた損失の金額と事業用の土地建物等の譲渡益との損益通算及び繰越控除を可能とすべきである。

(所法 69,70,措法 31,32,措法 41 の 5 ,41 の 5 の 2 による読み替え後の所法 70)

【理由】

事業用土地建物等の譲渡損益は事業に係る損益と一体のものである。不動産所得、事業所得を生ずべき事業を営む居住者につき、それらの事業に損失が生じた場合、その者の所有する土地建物等を処分してその損失を補填することが多い。現状では損益通算ができないため、土地建物等の譲渡益部分にのみ課税が行われている。

法人企業も個人事業も、事業を営んでいることには何ら変わりはなく、両者の組織の違いにより課税上の取扱いに差異があることは問題である。

個人の生活基盤を脅かす損失としては、居住用不動産の譲渡損失も、生業として事業的規模で行われる不動産所得又は事業所得の計算上生じた損失も変わりはない。前者の損失に係る特例が一定の政策目的に基づき措置されたものであれば、同様に、後者の損失に対する措置の重要性も考慮されるべきである。

したがって、事業的規模で行われる不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上生じた損失の金額と、土地建物等の譲渡益との損益通算及び繰越控除を可能とすべきである。

制度上

9．医療費控除については、将来的には社会保障施策に吸収させ、廃止すべきである。

(所法 73)

【理由】

医療費控除は、長期にわたる医療費や手術など多額の費用を要する場合に、納税者の担税力を著しく阻害するという点が考慮されてシャープ勧告後の税制改正により設けられた制度であり、制度創設当初は、大手術や長期入院、小児まひや肺結核等の重大疾患があった場合など、災害と同じように多額の費用がかかる状況が想定されていた。

今日では医療保険制度が確立し、国民が享受できる医療サービスが格段に進歩したこと、累進税率の効果により高額所得者がより大きな負担調整を受けられ社会保障制度としてはふさわしくない面があることを考慮すれば、医療費控除は廃止して社会保障施策に吸収されることが望ましい。経過措置的に、税制における社会保障施策として存続させるのであれば、税額控除方式とすべきである。

制度上

10．生命保険料控除を廃止すべきである。

(所法 76)

【理由】

生命保険料控除は、昭和 26 年に、長期貯蓄の奨励のほか、社会保障制度が十分とは言い切れなかった当時のわが国において、相互扶助による生活安定の効果を持つ生命保険を優遇するために

創設されたものである(会計検査院・平成18年度決算検査報告)。

しかし、現在、生命保険加入率は男性79.9%、女性81.4%(生命保険文化センター「生活保障に関する調査」平成22年度)と、相当程度高くなっており、貯蓄の奨励という生命保険料控除の役割はすでに終わっていると言える。

所得控除において、一定の要件を満たす金融商品に対する投資を優遇するのは、金融商品の選択についての中立性の観点から問題である。生命保険商品から生じるリターンについての課税のあり方については、貯蓄と保障の二面性を持つ生命保険商品の特殊性を考慮しつつ、金融商品収益についての所得課税・財産課税のあり方の一環として検討すべきである。少なくとも、保険料支出段階での控除は、特定の貯蓄を優遇するという意味でも合理的ではない。

したがって、所得控除としての生命保険料控除は廃止すべきである。

平成24年度から、生命保険料控除の対象が生命保険・個人年金保険に加え、介護医療保険にまで拡充されるが、生存保険への加入奨励という施策が必要であるならば、措置法において規定すべきものであり、本法において規定すべき類のものではない。

制度上及び運用上

11. 給与所得者に対する課税について、次のように改めるべきである。

- (1) 給与所得について、年末調整と確定申告の選択制にすべきである。
- (2) 給与所得控除額を源泉徴収票に記載し、計算構造を分かりやすくすべきである。
- (3) 給与所得者が寄附金控除を適用する場合には、確定申告との選択制により、年末調整でも対応可能とすべきである。
- (4) 給与所得者の税額の過不足は、直接、確定申告によっても是正できるようにすべきである。
(所法120,190,226)

【理由】

我が国の所得税は、申告納税制度を原則としながらも、給与所得者については源泉徴収制度により年末調整で納税が完結することから、大半の給与所得者は確定申告の必要がない。確かに、我が国の源泉徴収制度は極めて精密かつ強力で、それが迅速・確実な租税の徴収確保に役立つと共に、給与所得者の利便にも資するものである。しかし、一方で、納税者(給与所得者)の税に対する認識の低下をもたらし、個人情報保護の観点からも問題が指摘される。これらのことを踏まえ、給与所得者に対する課税については、適正な源泉徴収制度の枠組みを維持しつつ、次のように改めるべきである。

(1) 年末調整と確定申告の選択制の導入

給与所得者の利便と確実な租税の徴収確保を図りつつ、その個人情報を保護する観点から、年末調整と確定申告を給与所得者が選択できるように改めるべきである。

(2) 源泉徴収票への記載

給与所得者の税に対する認識を高めるために、源泉徴収票に給与所得の収入金額・給与所得控除後の金額に加え、給与所得控除額を記載することによって、住民税と同様、給与所得者が自分自身で税額の計算過程を確認することができるようにすべきである。

(3) 寄附金控除の年末調整による対応

給与所得者の利便を図る観点から、選択により、年末調整においても寄附金控除を適用できるようにすべきである。

(4) 源泉徴収過不足額の確定申告による是正

源泉徴収に係る国と受給者(給与所得者)との関係は、「国と給与支払者」及び「給与支払者と受給者」の二つに切断され、給与支払者による源泉徴収の過程で生じた過不足額を、受給者がその確定申告の際に精算・是正することはできないとされている(最判平 4.2.18 参照)。しかし、この点については、源泉所得税はあくまでも受給者の年税額の前納にすぎないこと、受給者の確定申告が所得税法の基本原則であること、及び、受給者が確定申告で直接精算の方が手続も簡便であり費用・時間も節約になること等の観点から、受給者(給与所得者)の確定申告による精算を認めるべきである。

なお、この制度は、あくまでも正確な毎月の源泉徴収を前提とすべきであり、制度導入に際しては、源泉徴収制度の形骸化を防止するため、確定申告により受給者の税額を精算すると同時に、給与支払者に対して不納付加算税を賦課する等の執行上の手当てが必要となる。

制度上

12. 住宅借入金等特別控除についても当初申告要件を廃止し、修正申告又は更正の請求書に記載及び添付することで、適用を可能とすべきである。(措法 41)
--

【理由】

平成 23 年度の税制改正により、当初申告要件がある措置(当初申告において適用金額の記載をした場合等に限り適用が可能とされていた措置)のうち、外国税額控除等一定の措置について、更正の請求(又は修正申告)により事後的に適用を受けることが可能となった。しかし、この改正は、住宅借入金等特別控除については適用されていない。

改正に当たっては、インセンティブ措置(例：設備投資に係る特別償却)に該当しない措置を対象に、当初申告要件が廃止されたと説明されている(平成 23 年度税制改正大綱 34 頁)。しかし、例えばインセンティブ措置であろうと、この特別控除の適用対象者が、通常、確定申告を行わないサラリーマン等の一般納税者であることを考慮すれば、当初における手続きの誤りのみで減税の機会を奪うことは、妥当なものとは考えられない。

したがって、住宅借入金等特別控除についても当初申告要件を廃止し、修正申告又は更正の請求書に記載及び添付することで、適用を可能とすべきである。

法人税

制度上

1. 退職給付引当金の損金算入を認めるべきである。

【理由】

退職給付金は、労働協約、就業規則、労働契約等によって支払条件が明確にされている場合には、労働基準法 11 条の「労働の対償」としての賃金に該当するものと解される。懲戒解雇等の特殊

事例を除き、労働関係が終了すれば、企業は支払義務を免れない。

また、「会社計算規則」、「退職給付に関する会計基準」、「中小企業の会計に関する指針」においては、退職給付債務は負債として計上することとされている。

退職給付は企業が負うべき責任であり、その原因が生じた時期において適正な評価による負債を認識すべきことは顯然としている。

しかし、法人税法においては、退職給与引当金は平成 14 年度税制改正により廃止され、所定の取崩しによる益金算入を行うこととされている。この取扱いは、事業年度ごとに認識すべき負債を看過するものであり、適正な退職給付債務の認識の障害となっている。

退職給付債務が企業の責任を認識するものであることを踏まえ、労働契約等によって支払条件が明確にされている場合には、退職給付引当金の損金算入を認めるべきである。

制度上

2．試験研究費に係る税額控除制度について、次のように改め、より利用価値の高い制度とし、その研究開発を税制上支援すべきである。

(1) 試験研究費に係る税額控除限度超過額の取扱いを次のようにすること。

繰越期間を延長し、古い年度の繰越控除限度超過額から順次控除すること。

試験研究費の増加要件を撤廃すること。

(2) 控除税額の上限を撤廃すること。

(3) 中小企業等においては、税額控除の対象となる試験研究費の範囲に含まれる「人件費」について、専任担当者以外の者でも従事割合が合理的に算出できる場合は、その算出された人件費は税額控除の対象となる試験研究費の範囲に含めること。(措法 42 の 4)

【理由】

(1) 研究開発は、成果が現れるまでには多額の投資と膨大な時間を要するものが多い。しかし、現行制度では、支出事業年度の税額控除限度超過額の繰越期間が 1 年（繰越期間最長 3 年の特例は平成 21 年度分と平成 22 年度分に限定。）で打ち切れ、税額控除による研究開発の支援という目的が十分に達成されていない。

また、資源の少ない我が国では諸外国との国際競争に打ち勝つために研究開発が不可欠であるが、これを支援するはずの本制度そのものが、諸外国における繰越制度（イギリス：無期限、アメリカ：20 年、中国：5 年、韓国 5 年）に劣る内容となっている。

したがって、税額控除限度超過額の繰越期間を少なくとも 5 年程度に延長するとともに、税額控除の順序については、古い年度の税額控除限度超過額から順次控除することによって、より一層、企業の研究開発を支援すべきである。

毎年試験研究費を費やし、その支出額を増加させ続けることは容易ではない。

また、過年度に生じた税額控除限度超過額を控除するにあたって、前年度より試験研究費が増加していなければ認められないということに明確な理由は見出せない。

したがって、税額控除限度超過額については、次年度以降における試験研究費の増加要件を撤廃してその控除を認めるべきである。

(2) 現行法上、控除税額の上限は、本体部分については法人税額の 20%（時限的に 30%とする

特例は平成 24 年度税制改正で廃止) 上乗せ部分については法人税額の 10%とされている。一方、諸外国においては、控除税額に上限を設けていない国も多い。研究開発を支援し、諸外国との企業競争力を確保するうえでも、税額控除の上限は撤廃すべきである。

- (3) 税額控除の対象となる試験研究費の範囲に含まれる「人件費」は、「専門的知識を持って試験研究の業務に専ら従事するものの人件費」に限られているが、中小企業の場合、代表者等中心的な役員が研究者である場合が多く、他の業務と兼任することが常態化しており、担当業務が行われる期間においても専属的に従事することが困難であるため、税額控除の対象とならない。また、試験研究に補助者として従事している者については、他の業務と兼任している場合には試験研究業務に従事しているにも関わらず税額控除の対象とならない。したがって、中小企業の試験研究を促進するため、専ら従事していなくても、従事割合が合理的に算出できる場合は、その合理的に算出された人件費は税額控除の対象となる試験研究費の範囲に含めるべきである。

制度上

3 . 中小企業者の定義を統一するとともに優遇措置の適用を受ける中小企業者の範囲から、担税力が弱いとは必ずしも認められない中小企業者を除くべきである。

【理由】

中小企業者を税制上優遇する前提として中小企業者の定義を明確にする必要があるが、現在、本法、措置法、大企業の完全支配関係にある法人等において、中小企業者として優遇税制の対象となる法人の範囲が異なっている。また、その基準は主に資本金の額をもとに判定が行われているが、資本金の額が小さい法人が必ずしも中小企業者として税制上優遇すべき法人ではない場合も多くなっている。

そこで、特に限定的な業種に限られるような個別政策的な優遇税制を除いて、一般普遍的な制度については、各制度において異なる中小企業者の定義を統一するとともに、適用を受ける中小企業者の範囲から、担税力が弱いとは必ずしも認められない中小企業者を除外すべきである。

制度上

4 . 法人税において損金不算入となる役員給与を具体的に示すべきである。 (法法 34)

【理由】

平成 18 年度税制改正以降、役員給与が損金算入される場合と損金不算入となる場合について Q & A や質疑応答事例などによって、課税庁がその取扱いを公表してきたところである。

しかし、本来、法律や施行令はそれに記載され表現されていることを以って理解されるべきものである。質疑応答事例などによって初めて解釈できるということは、納税者の予測可能性を著しく損っているものであると言え、取扱いの判断が難しい規定が会社経営の障害となることは望ましくない。

したがって、法人税法において役員給与は原則損金算入であることを前提に、損金の額に算入されない役員給与をさらに明確かつ具体的に規定すべきである。

また、利益連動給与については経営者の手腕が大きく影響する中小企業にこそ相応しい支給形

態であるため、事前に役員給与の計算方法について税務署長の承認を受ける等の恣意性を排除するための措置を講じたうえで、同族会社を除く全ての法人に対して認めるべきである。

制度上

5. 交際費について、次のように改正すべきである。
- (1) 交際費等の範囲を冗費や濫費の性格の強いものに限定すること。
 - (2) 交際費の具体的な範囲の多くが通達で定められているが、法令で定めること。
 - (3) 定額控除限度額以下の部分の10%の損金不算入に理論的根拠はなく、早急に廃止すること。(措法61の4)

【理由】

- (1) 交際費課税は、企業の冗費の支出抑制と資本充実を目的に租税特別措置法に規定され、損金不算入制度として課税強化されてきた。
しかし、現行の交際費には、社会通念上必要と認められる「得意先、仕入先等社外の者に対する冠婚葬祭に係る費用、営業に伴う少額の手土産」など、必ずしも冗費や濫費を招くとはいえない費用も含まれている。これらの費用に課税をすることは、冗費の支出抑制という目的を逸脱するものであり、交際費等の範囲は見直すべきである。
- (2) 交際費等の範囲については、一定の明示はされているものの、依然として通達に依拠するところが大きく、課税庁の裁量に委ねられている面がある。よって、法令で定めるべきである。
- (3) 支出交際費等の10%相当額の損金不算入規定は、租税収入確保のための規定であり、早急に廃止すべきである。

消費税

制度上

1. 消費税の免税点制度をなくし、原則としてすべての事業者を納税義務者(課税事業者)とし、それに伴い、次の制度を廃止及び整備すべきである。
- (1) 基準期間を廃止すること。
 - (2) その課税期間における課税売上高が1,000万円以下の場合には、選択により申告を不要とする制度を創設すること。(消法2 十四,9,12の2)

【理由】

現行の消費税は、小規模零細事業者の納税事務負担や税務執行面の配慮から、一定以下の小規模事業者については納税義務を免除する規定が設けられている。その判定は、基準期間における課税売上高により判断される。2年前の課税売上高で納税義務を判定することは、当課税期間における実態と異なることも多く、零細事業者以外の納税義務をも免除することとなる。

平成23年6月の改正により特定期間における課税売上高が1,000万円を超えた場合には課税事業者となることとされた。新設法人の場合、設立事業年度の納税義務は免除される。また、設立事業年度を7か月以下の短期事業年度にした場合は、最長1年7月間の納税義務は免除される。

これらの問題を根本から解決するために、消費税の免税点制度をなくし、すべての事業者を納税義務者とすべきである。

また、小規模零細事業者への対応として、その課税期間における課税売上高が 1,000 万円以下の場合には、選択により申告を不要とする制度を創設すべきである。ただし、課税売上高の 1,000 万円以下については、今後の税率の推移により見直しを行う必要がある。

なお、簡易課税制度の判定も、当期の課税売上高で判定することとし、基準期間そのものも廃止すべきである。

制度上

2．社会保障と税の一体改革を行う場合において、消費税率の引上げを段階的には行うべきではない。

【理由】

政府・与党社会保障改革本部は平成24年2月17日に「社会保障・税一体改革大綱」をとりまとめ、同日に閣議決定を行い、その報告の中では、消費税率（国・地方）は、「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」への第一歩として、2014年4月1日より8%へ、2015年10月1日より10%へ段階的に引上げを行うとしている。

このような短期間での段階的引上げを行うと、事業者の優越的地位の濫用（下請け業者への消費税率上昇分の値引き要求等）の防止、便乗値上げ防止をするための措置とコストが必要となる。

また、事業者において値札の切り替え、レジ等のコンピューターソフトの更新などのコストが短期間に二度生じることになる。

消費税率引上げに対する納税義務者の理解と納得を得るための段階的措置とするには、単に税率を段階的に引き上げるのではなく、消費税率引上げのための整備を第一段階として、その上で税率の引上げを第二段階として実施する必要がある。

消費税率引上げまでに、議員、公務員の人件費など行政コストの削減策、社会保障費膨張の抑制策を明確化し、着手したうえでの税率引上げでなければならない。

したがって、消費税率の引上げは、段階的に行うべきではない。

制度上

3．簡易課税制度について次のように改めるべきである。

- (1) 事業区分を2～3区分とし、適用範囲の見直し及びみなし仕入率の引下げをすること。
- (2) 簡易課税制度の選択を課税期間ごとに確定申告時にできる制度にすること。

(消法 37, 消令 57)

【理由】

小規模事業者の事務負担軽減措置としての簡易課税制度であることを明確にする。上記(1)のみなし仕入れ率を実際の仕入れ率に近づけることにより、「納税額の損得を計算した上で適用している」といった過去の指摘や「推計 1,000 億円といわれる簡易課税制度適用による益税（2005 年）」の問題は、制度を存続しながら解消可能と考えられる。小規模事業者については事務負担軽減に重点をおいて制度を活用できるよう上記(2)の見直しを行うべきである。

(1) 事業区分を現行の5区分から2～3区分程度に簡素化し、適用対象を見直し、みなし仕入率を引き下げる。これにより簡易課税制度が、納税事務負担の軽減のための制度であることを明確にすべきである。

(2) 現行の簡易課税制度の適用を受けるには、適用を受ける課税期間の初日の前日までに簡易課税制度の選択届出をしなければならない。新たに課税事業者となった小規模事業者については届出を失念し、本来適用が必要な事業者が受けられない場合も多い。

したがって、確定申告書の提出期限までに簡易課税制度を選択できる制度とするよう改正すべきである。

制度上

4．新設事業者のマンション建築等を利用した消費税の還付スキーム対策については、合計額が一定額以上の調整対象資産の取得に限定すべきである。(消法9,30,33,37)

【理由】

平成22年度税制改正で、いわゆるマンション建築等に係る消費税還付スキームに対し、調整対象固定資産を取得した場合には、当該資産取得後3年間は課税事業者とし、簡易課税制度の適用もできないという制度が設けられた。しかし、この制度は、還付スキームを活用しない事業者にも適用されることから、課税売上高が僅少な小規模事業者への影響は多大である。

そもそもこの制度の趣旨は、消費税の過大な還付に焦点をあてたものであるから、小規模事業者等の通常の設備投資については、制度の対象外とするべきである。具体的には、本制度の適用を調整対象固定資産の合計額が一定の金額を超える場合に限定するべきである。

制度上

5．在日米軍基地内での資産の譲渡等に係る課税仕入れについては、課税資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れとして取り扱うべきである。(消法30)

【理由】

現在、米軍基地内の営業店舗において事業者が行う資産の譲渡等は、日米地位協定第15条2項を準用して非課税とされている。これは、諸機関による商品及び役務の販売には、一部に定める場合を除くほか、日本の租税を課さず、これらの諸機関による商品及び需品の日本国内における購入には、日本の租税を課すると定義されているためである。

そのため、これに対応する課税仕入れについて、個別対応方式の区分は、その他の資産の譲渡等によりのみ要するものに区分することとされている。しかし、消費税法の定義では「課税資産の譲渡等とは、資産の譲渡等のうち、第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。(消費税法2項9項)」とされており、日米地位協定により非課税とされるものは含まれると解されているが、我が国において消費税導入前から日米地位協定にある「税を課さない」という主旨の文言を消費税法上の非課税取引と区分しているだけであり、消費税法から、当該取引について非課税取引と区分するとは読めず、現行の取扱いは、消費税に係る仕入税額控除の適用誤りであると言わざるを得ない。よって当該取引に係る控除対象仕入税額の計算を個別対応方式による場合には、課税資産の譲渡等によりのみ要するものとして取扱うべきである。

地方税

1 住民税

制度上

1-(1) 二重課税となっている次の制度を廃止すべきである。 個人の道府県民税均等割の重複（二重）課税を廃止すること。 (地方法 24) 政令指定都市における「区」の区域について、一の「市」の区域とみなす規定を廃止すること。 (地方法 737)
--

【理由】

地方税法 24 条では、法人に対しては、同一道府県内の異なる市町村に事務所等を有する場合であっても一の道府県民税均等割が課されるのに対し、同一道府県内の異なる市町村に住所と事務所を有する個人には、住所あるいは事務所の存するそれぞれの市町村ごとに道府県民税均等割が課されることになる。しかし、同一道府県内においては、個人・法人の形態の如何を問わず、その負担の仕組みは同一であるべきである。一人の個人に対して、道府県民税の均等割を二度課すことは、明らかな二重課税であり、徴税の便宜の為や、事業規模、均等割金額等を理由に許されるものではない。

よって、道府県内に住所を有する個人に対しては、その住所を有する市町村においてのみ、道府県民税均等割を課すべきであり、二重課税を改めるべきである。

地方税法 737 条は、政令指定都市の区を東京都の特別区と同様に市とみなし、道府県民税、市町村民税に関する規定を準用している。

東京都の特別区は特別地方公共団体として法人格を有しており、課税自主権を持つ。これに対し、政令指定都市の区は、市長の権限に属する事務を分掌させるために設けられただけのものであり、法人格も課税自主権もない。

両者を比較すれば、政令指定都市が区ごとに法人市民税の均等割を課税することの根拠は見出しがたい。政令指定都市の区を市とみなす規定は廃止すべきである。

制度上

1-(2) 法人住民税の均等割額の算定にあたり、その基準となる資本金等の額は、法人税法に規定する資本金等の額から資本の欠損の補てんのために減少した金額を控除した金額とすべきである。 (地方法 52,312)

【理由】

法人住民税の均等割は、「資本金等の額と従業者の数」により段階的に増加する（地方税法 52 条、312 条）。

この資本金等の額は、法人税法 2 条 16 号に規定する「法人が株主等から出資を受けた金額として政令で定める金額」である（地方税法 23 条 1 項四号の五、292 条 1 項四号の五）。したがって、資本の欠損を補てんするため、資本金又は資本準備金の額を減少させた場合であっても、従前の均等割額が課税される。

一般に、獲得した利益によって損失の補てんを行うことが困難であると判断した場合に、資本金又は資本準備金の減少による損失処理が行われるものであることを考慮すると、それに至るまでに、法人の事業規模は縮小しているものと考えられる。

したがって、法人住民税の均等割額の基準となる資本金等の額から、資本の欠損の補てんのために減少した資本金の額及び資本準備金の額を控除すべきである。

運用上

1-(3) 公的年金等の収入金額が 400 万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下である場合において、所得税の確定申告書を提出しなかった者については、住民税についても申告書の提出を不要とすること。

【理由】

平成 23 年度分以後の所得税については、公的年金等の収入金額が 400 万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下であるときには、所得税の確定申告書を提出することを要しないこととされた。これは、年金所得者の申告手続きの簡素化を目指して創設されたものであるが、地方税についてはそのような措置が講じられていない。

したがって、所得税について申告書を提出しなかった者についても、住民税については改めて申告書を提出する必要がある。

一方で、一部の市町村においては、一定の条件を付して住民税について申告書の提出不要制度を導入している。この制度をさらに拡大し、年金所得者の事務負担をより一層軽減させるという観点から、所得税の確定申告書を提出しな者について、住民税についても申告書の提出を不要とする制度を講じるべきである。

2 事業税

制度上

2. 個人事業税における事業主控除額（現在 290 万円）を 400 万円程度に引き上げるべきである。
(地方法 72 の 49 の 10)

【理由】

個人の事業所得には勤労性を有する所得が含まれている。個人事業税における事業主控除の制度は、法人事業税とのバランスを考慮して、事業主の給与相当分には事業税を課さないことを目的とするものである。

平成 22 年の民間給与実態調査によると、一年を通じて勤務した給与者の平均給与額は 412 万円であった。事業主報酬相当額には事業税を課さない目的から、事業主控除の額は、少なくとも 400 万円程度に引き上げるべきである。

3 固定資産税

運用上

3-(1) 固定資産税の税額通知の課税明細書に、税額の計算過程を明示し、共有物件の場合には、共有者ごとに持分・納税額を明記した納税通知書を発行すべきである。

【理由】

負担調整措置による課税標準額の計算過程が納税者に明示されておらず、固定資産税評価額と算出される税額との関係を納税者が理解しにくい状況にある。このため固定資産税の税額計算の過程を課税明細として通知し、各納税者が税額算出の根拠と過程とを検証できるようにすべきである。また共有者がいる場合の通知書には、各人の氏名及び持分を明記して各人の負担割合が算定できるようにすべきである。

制度上

3-(2) 償却資産に係る固定資産税の免税点を 300 万円(現行 150 万円)程度に引き上げるべきである。(地方法 351)

【理由】

設備投資を税制面でも一層支援するため、また小規模事業者の負担軽減のため、償却資産に係る固定資産税の免税点を 300 万円程度に引き上げるべきである。

4 その他

制度上

4. 事業所税は廃止すべきである。(地方法 701 の 30)

【理由】

事業所税は、大都市地域への企業の集中とそれに伴う人口の集中によって生ずる、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、指定都市等で事業を行う法人又は個人に対し課税されるものである(地方税法 701 条の 30)。しかしながら、導入時の昭和 50 年と比較し、近年では都市環境は十分に整備されたと考えられる。よって、事業所税の目的は達成されており、この制度は役割を終えたといえる。

また、事業所税の課税標準は、床面積(資産割)と給与総額(従業者割)であるが、資産割は固定資産税及び都市計画税との、従業者割は法人事業税の外形標準課税との二重課税となっており、課税の合理性を欠くものである。よって、事業所税は早急に廃止すべきである。

税務行政

制度上

1．社会保障・税共通の番号制度については、国民の理解を得られる整備を行ったうえで導入を検討すべきである。

【理由】

- (1) 番号制度の利用範囲・情報の種類を明確にするとともに、国民の同意なしに利用範囲等を広げないこと。
- (2) 可視化や名寄せについて、官民にかかわらず番号取扱者による情報漏洩やプライバシーの問題への対応を盤石とすること。
- (3) 情報連携の効率化という名の下に、それを管理運営する新たな公共機関の設置など、かえって非効率とならないこと。
- (4) 番号制度の開始準備、施行に伴い、過度の業務負担がかからないよう配慮すること。
- (5) 所得捕捉率の確保について、事業所得者の捕捉率の実証性を明確にすること。

運用上

2．電子申告に関して、納税者の利便性を図るべきである。

- (1) 国税電子申告の受付時間を大幅に拡大すること。
- (2) 地方税ポータルシステム（eLTAX）の受付時間を国税電子申告と同様に拡大すること。
- (3) 所得税の申告義務がない者も、e-Tax を利用して住民税の申告をできるようにすること。

【理由】

納税者の利便を考えると、現在の国税電子申告及び地方税ポータルシステムの受付時間は不十分と言える。確定申告時期の受付時間拡大のみならず、平日以外にも利用できるようにすべきである。

地方税ポータルシステムについては、以前より導入が進んでいるが、まだ導入できていない自治体もある。また、導入されていても税目が限定されている場合がある。納税者の利便性に応えるためにも早急に全ての自治体及び税目へ導入されるべきである。

個人の納税者については、国税の申告義務があるのか、住民税の申告を行うのか理解していないケースも見受けられる。住民税の申告については、e-Tax のフォーマットに国税の申告不要のチェック欄などを設けるなど国税・住民税双方で活用できるようにし、納税者の利便性に努めるべきである。

運用上

3．関係省庁と民間団体が租税教育について検討するための環境を整えるべきである。

【理由】

国民が租税の役割や申告納税制度の意義、納税者の権利や義務を正しく理解することは、国の維持発展のために不可欠である。特に、次代を担う若い世代に対する租税教育は、健全な納税意識を養ううえでも非常に重要である。

租税教育推進関係省庁等協議会も発足し、関係省庁と民間団体とが租税教育について検討することができるような環境も整いつつある。租税教育担当者の増強施策がよりスムーズに進むよう検討すべきである。

運用上

4．国税不服審判所の裁決事例をすべて公開すること。

【理由】

現在、国税不服審判所の改革に向けて、検討が進められている(平成23年度税制改正大綱)。ここでは争訟手続と争訟機関が俎上に上っているが、併せて、納税者の視点からの情報公開の促進は必須と考えられる。しかし、特に、裁決事例の公表については、現状で数%程度にとどまり(平成20～22年度の審査請求処理件数計9,124件のうち、同年度の公開件数計228件、2.5%〔国税不服審判所HP資料より〕)、情報公開の観点からは全く進展が見られない。

裁決の公表は、「国税不服審判所で行った裁決のうち、法令の解釈・適用について先例性があると認められるものなどについては、審査請求人の正当な権利・利益が害されることのないよう十分に配慮した上で公表する(国税不服審判所HP)」こととされている。しかし、裁決事例は税務上の判断に当たり極めて貴重な判断材料となり得るものであり、「法令の解釈・適用について先例性」の有無は、ひとり審判所のみが判断するのではなく、納税者においても判断して然るべきものである。

したがって、国税不服審判所の裁決事例は、すべて公開すべきである。

制度上

5．重加算税の賦課決定通知書に、理由を附記すること。

(通法 68)

【理由】

平成23年度の税制改正において、原則としてすべての更正処分について理由附記がされることとなった。更正通知書に理由附記が要求されているのは、税務署長の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制する(処分適正化機能)とともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立に便宜を与える(争点明確化機能)ためであると解されている。

一方、税務調査においては、更正処分による税額の是正はごく僅かであり、大半は、修正申告の恣意による修正申告書の提出によっている。その際、「隠ぺいし又は仮装し」たことによる過少申告については、修正による増加税額に対して重加算税が賦課されることとなるが、その賦課決定の裁量権は課税庁にある。実務上は、通達(国税庁事務運営指針平成12年7月3日付課法2-8)が公表されており、それに基づいた運営がされているが、重加算税賦課決定通知書からは、課税庁が具体的にどのような事実関係に着目して隠ぺい・仮装と判断したかについては明らかにされることはない。

「隠ぺいし又は仮装し」たことに伴う処分には、他に青色申告の承認取消し(所得税法150条1項3号、法人税法125条1項3号)があるが、この場合には、課税庁は、青色申告承認取消通知書にその処分の起因となった事実がどの条文(所得税法150条1項又は法人税法125条1項の何号か)に該当するかを附記する必要がある(所得税法150条2項、法人税法125条2項)、更に、取消原因

となった事実を具体的に附記しなければならないと解されている(最判昭49.4.25民集28巻5号714頁)。

上記理由附記の趣旨でもある課税庁の処分の適正化と争点の明確化をより徹底させるため、重加算税の賦課決定通知書に、賦課決定の具体的な理由を附記すべきである。

環境税

制度上

地球温暖化対策のための課税の導入にあたっては、事業者の事務負担等に配慮したうえで、透明性の高い税制とすべきである。

【理由】

地球温暖化対策として、平成24年度税制改正において、いわゆる環境税が導入されることとなる。今後も環境保全等の名のもとに新たな税の導入が考えられる。しかし、その導入は安易になされるべきではない。少なくとも下記の点について特に配慮した、透明性の高い税制とすべきである。

- (1) 地球温暖化対策のための課税の特例のしくみ、その果たす役割を明確にし、広く国民に周知し、議論を喚起すること。
- (2) 地球温暖化対策のための課税の特例の導入後も環境対策という名の下に安易な増税をしないこと。
- (3) 地球温暖化対策のための課税の特例が環境対策にどの程度寄与したか、国民の生活にどのような影響を与えたかを、国民にわかりやすく公表すること。
- (4) 揮発油税のように上流課税とした場合であっても、消費税との二重課税を排除すること。
- (5) 石油石炭税、揮発油税等の石油関連諸税との整理・統合を図り、納税者に過度の負担とならないよう考慮すること。
- (6) 地方公共団体で独自に導入している環境税との整理・統合を図ること。
- (7) 納税者における納税事務負担に配慮した方法とすること。

【各意見項目の5つの視点への分類】

1. 公平な税負担

その他 所得 税	3	社会保険診療報酬の特例制度の廃止
その他 所得 税	4	退職所得の課税方式の変更
その他 所得 税	9	医療費控除の廃止
その他 所得 税	10	生命保険料控除の廃止
その他 消費 税	3	簡易課税制度の見直し

2. 理解と納得のできる税制

主 要 法 人 税	1	受取配当等の全額益金不算入
主 要 法 人 税	2	部分的貸倒損失の損金算入制度の創設
主 要 相 続 税	2	非上場株式等の納税猶予制度の打切り要件等の緩和
主 要 地 方 税		地方団体に対する寄附についての寄附金控除の廃止
その他 所得 税	1	青色事業専従者給与の従事期間要件の廃止
その他 所得 税	6	居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の「住宅借入金等」要件の撤廃
その他 所得 税	7	純損失・雑損失の繰越期間の延長
その他 所得 税	8	不動産所得・事業所得等の事業から生じる損失と土地建物等の譲渡益との損益通算
その他 所得 税	12	住宅借入金等特別控除に係る当初申告要件の廃止
その他 法 人 税	1	退職給付引当金の損金算入
その他 法 人 税	4	役員給与規程の抜本的見直し
その他 法 人 税	5	交際費課税の見直し
その他 消費 税	1	納税義務の判定の見直し
その他 消費 税	2	消費税の段階的引上げに反対
その他 消費 税	4	調整対象固定資産の取得価額の引上げ
その他 消費 税	5	在日米軍基地内の消費税の課税仕入れの見直し
その他 地 方 税	1(1)	道府県民税の均等割二重課税の解消
その他 地 方 税	1(2)	法人住民税の均等割に係る資本金等の額の見直し
その他 地 方 税	3(1)	固定資産税の税額計算の明示
その他 税務行政	1	社会保障・税共通番号制度の導入は慎重に行うこと
その他 税務行政	3	租税教育の更なる充実
その他 環 境 税		環境税の導入は慎重に行うこと

3. 必要最小限の事務負担

主 要 消費 税	1	インボイス方式の導入反対
主 要 消費 税	2	複数税率の導入反対

その他 消費税	4	調整対象固定資産の取得価額の引上げ
その他 地方税	1(3)	公的年金等に係る住民税も申告不要とすべき
その他 地方税	3(2)	償却資産に係る固定資産税の免税点の引上げ
その他 税務行政	2	電子申告の利便性の向上を図ること

4. 時代に適合する税制

主要 所得税	1	課税最低限や社会保障との役割分担等の十分な検討を踏まえた人的控除の整理
主要 相続税	1	相続税法の課税方式の見直しと連帯納付義務の廃止
その他 共通	1	税法上における親族の範囲の見直し
その他 所得税	2	既存住宅の有効活用促進のための早期償却制度の導入
その他 所得税	5	不動産所得に係る損益通算の特例の廃止
その他 所得税	9	医療費控除の廃止
その他 所得税	11	給与所得者に係る諸制度の見直し
その他 法人税	2	試験研究費に係る税額控除限度額の繰越期間の延長及び人件費の見直し
その他 法人税	3	税法上の中小企業概念の見直し
その他 地方税	2	個人事業税における事業主控除額の引上げ
その他 地方税	4	事業所税の廃止

5. 透明な税務行政

その他 共通	2	行為計算の否認規定の準用規定について、その実効性を法的に担保すること
その他 税務行政	4	国税不服審判所の裁決事例をすべて公表すること
その他 税務行政	5	重加算税の賦課決定通知書に理由を附記すること

平成 25 年度税制改正に関する意見書

平成 24 年 3 月 19 日

近畿税理士会

作成担当 近畿税理士会・調査研究部

〒540 - 0012

大阪府中央区谷町1 - 5 - 4

TEL 06 - 6941 - 6886

FAX 06 - 6942 - 2182

ホームページ <http://www.kinzei.or.jp>

税制に対するご意見・ご要望をお寄せください

私たち税理士は、税務に関する専門家として、日々の業務を通じて、税の負担者たる国民の視点に立ち、税に対する考え方を最もよく理解し、税制の様々な問題点を把握でき得る立場にあります。また、私たちは、これらの問題点に対する改善策を考察し、税制に対して効果的な提言を行うための知識と実力も有しております。

一方、税理士会および日本税理士会連合会は、税理士法第49条の11および第49条の15によって、税制および税務行政に対して建議できると規定されております。

つまり、税理士が税制に対して意見を表明することは、言わば国民の要請であり、また、私たちに課せられた社会公共的使命を果たすことであるといえます。

近畿税理士会では、例年、「税制改正に関する意見書」を作成しており、この意見書は、日本税理士会連合会において各税理士会の意見書を総括した建議書となり、財務省主税局、国税庁、総務省自治税務局をはじめ関係各方面に提出され、改正に至った項目も少なくありません。

今後もより実効性のある提言を行い、適正な税制の構築に寄与していくため、日々納税者と接しておられる会員皆様のご意見を、ぜひお寄せいただきますようお願い申し上げます。

ご意見・ご要望は、FAX、郵送、電子メールのいずれかの方法により、下記の要領でご提出ください。

提出先 近畿税理士会・制度研究課

F A X 06 - 6942 - 2182

郵 送 〒540-0012 大阪市中央区谷町1 - 5 - 4

電子メール BCB10706@nifty.com

FAX・郵送の場合は、次頁の罫紙を適宜ご利用ください。

